

第6節 震災対策

地震災害の現況と最近の動向

① 令和6年中の主な地震災害

令6年中に震度5弱以上が観測された地震は、28回であった（第1-6-1表）。

なお、令和6年中の主な地震災害による被害状況等については、第1-6-2表のとおりである。

第1-6-1表 最大震度別地震発生状況の推移（震度5弱以上）

年 \ 区分	震度5弱	震度5強	震度6弱	震度6強	震度7	計
平成27年	5	5	0	0	0	10
平成28年	18	5	6	2	2	33
平成29年	4	4	0	0	0	8
平成30年	7	2	1	0	1	11
令和元年	6	0	2	1	0	9
令和2年	6	1	0	0	0	7
令和3年	4	5	0	1	0	10
令和4年	7	6	1	1	0	15
令和5年	5	2	0	1	0	8
令和6年	14	9	4	0	1	28
令和7年	9	3	1	0	0	13

(備考) 1 気象庁「震度データベース」により作成
2 令和7年は令和7年1月1日から令和7年10月31日までの数値

第1-6-2表 令和6年中の主な地震災害による被害状況等

(令和7年4月1日現在)

番号	発生年月日	発生時刻	震央地名	地震の規模 (マグニチュード)	最大震度	最大震度を観測した市町村	主な被害状況	消防庁の対応
1	令和6年1月1日	16時06分	石川県能登地方	5.5	5強	石川県：珠洲市		
2	令和6年1月1日	16時10分	石川県能登地方	7.6	7	石川県：輪島市、志賀町		
3	令和6年1月1日	16時12分	能登半島沖	5.7	6弱	石川県：志賀町		
4	令和6年1月1日	16時18分	石川県能登地方	6.1	5強	石川県：穴水町		
5	令和6年1月1日	16時56分	石川県能登地方	5.8	5強	石川県：輪島市、穴水町		
6	令和6年1月1日	17時22分	石川県能登地方	4.9	5弱	石川県：珠洲市		
7	令和6年1月1日	18時03分	能登半島沖	5.5	5弱	石川県：珠洲市		
8	令和6年1月1日	18時08分	能登半島沖	5.8	5強	石川県：珠洲市		
9	令和6年1月1日	18時39分	能登半島沖	4.8	5弱	石川県：志賀町		
10	令和6年1月1日	20時35分	石川県能登地方	4.5	5弱	石川県：志賀町		
11	令和6年1月2日	10時17分	石川県能登地方	5.6	5弱	石川県：輪島市、穴水町		
12	令和6年1月2日	17時13分	能登半島沖	4.6	5強	石川県：志賀町		
13	令和6年1月3日	2時21分	石川県能登地方	4.9	5強	石川県：珠洲市		
14	令和6年1月3日	10時54分	石川県能登地方	5.6	5強	石川県：輪島市		
15	令和6年1月6日	5時26分	石川県能登地方	5.4	5強	石川県：穴水町		
16	令和6年1月6日	23時20分	能登半島沖	4.3	6弱	石川県：志賀町		
17	令和6年1月16日	18時42分	石川県能登地方	4.8	5弱	石川県：志賀町		
18	令和6年6月3日	6時31分	石川県能登地方	6.0	5強	石川県：輪島市、珠洲市		
19	令和6年11月26日	22時47分	石川県西方沖	6.6	5弱	石川県：輪島市、志賀町		
20	令和6年1月9日	17時59分	佐渡付近	6.1	5弱	新潟県：長岡市	【人的被害】なし 【住家被害】なし	災害対策室 (第1次応急体制)
21	令和6年3月15日	0時14分	福島県沖	5.8	5弱	福島県：川俣町、楢葉町	【人的被害】軽傷4人 【住家被害】なし	災害対策室 (第1次応急体制)
22	令和6年3月21日	9時08分	茨城県南部	5.3	5弱	栃木県：下野市 埼玉県：加須市	【人的被害】なし 【住家被害】一部破損1棟	災害対策室 (第1次応急体制)
23	令和6年4月2日	4時24分	岩手県沿岸北部	6.0	5弱	青森県：八戸市、三沢市、 野辺地町、五戸町 岩手県：宮古市、久慈市、 軽米町、普代村、野田村	【人的被害】軽傷2人 【住家被害】なし	災害対策室 (第1次応急体制)
24	令和6年4月8日	10時25分	大隅半島東方沖	5.1	5弱	宮崎県：日南市	【人的被害】なし 【住家被害】なし	災害対策室 (第1次応急体制)
25	令和6年4月17日	23時14分	豊後水道	6.6	6弱	愛媛県：愛南町 高知県：宿毛市	【人的被害】重傷2人 軽傷12人 【住家被害】半壊8棟 一部破損398棟	災害対策本部 (第3次応急体制)
26	令和6年8月8日	16時42分	日向灘	7.1	6弱	宮崎県：日南市	【人的被害】重傷3人 軽傷11人 【住家被害】全壊2棟 半壊4棟 一部破損268棟	災害対策本部 (第3次応急体制)
27	令和6年8月9日	19時57分	神奈川県西部	5.3	5弱	神奈川県：厚木市、中井町、 松田町、清川村	【人的被害】軽傷3人 【住家被害】一部破損6棟	災害対策室 (第1次応急体制)
28	令和6年8月19日	0時50分	茨城県北部	5.1	5弱	茨城県：日立市	【人的被害】なし 【住家被害】なし	災害対策室 (第1次応急体制)

(備考) 「災害年報」により作成

2 令和7年1月から10月までの主な地震災害

令和7年1月から10月までの主な地震災害による被害状況等については、**第1-6-3表**のとおりである。

第1-6-3表 令和7年1月から10月までの主な地震災害による被害状況等

(令和7年11月14日現在)

番号	発生年月日	発生時刻	震央地名	地震の規模 (マグニチュード)	最大震度	最大震度を観測した市町村	主な被害状況	消防庁の対応
1	令和7年1月13日	21時19分	日向灘	6.6	5弱	宮崎県：宮崎市、高鍋町、新富町	【人的被害】軽傷4人 【住家被害】一部破損2棟	災害対策室 (第1次応急体制)
2	令和7年1月23日	2時49分	福島県会津	5.2	5弱	福島県：檜枝岐村	【人的被害】なし 【住家被害】なし	災害対策室 (第1次応急体制)
3	令和7年4月18日	20時19分	長野県北部	5.1	5弱	長野県：大町市、筑北村、小川村	【人的被害】軽傷1人 【住家被害】なし	災害対策室 (第1次応急体制)
4	令和7年6月30日	18時33分	トカラ列島近海	5.3	5弱	鹿児島県：十島村	【人的被害】なし 【住家被害】一部破損1棟	災害対策本部 (第3次応急体制)
5	令和7年7月2日	4時32分	トカラ列島近海	5.1	5弱	鹿児島県：十島村		
6	令和7年7月2日	15時26分	トカラ列島近海	5.6	5弱	鹿児島県：十島村		
7	令和7年7月3日	16時13分	トカラ列島近海	5.5	6弱	鹿児島県：十島村		
8	令和7年7月5日	6時29分	トカラ列島近海	5.4	5強	鹿児島県：十島村		
9	令和7年7月6日	14時01分	トカラ列島近海	4.9	5強	鹿児島県：十島村		
10	令和7年7月6日	14時07分	トカラ列島近海	5.5	5強	鹿児島県：十島村		
11	令和7年7月7日	0時12分	トカラ列島近海	5.1	5弱	鹿児島県：十島村	【人的被害】なし 【住家被害】なし	災害対策室 (第1次応急体制)
12	令和7年9月17日	21時55分	トカラ列島近海	4.7	5弱	鹿児島県：十島村		
13	令和7年10月25日	1時40分	根室半島南東沖	5.8	5弱	北海道：根室市	【人的被害】なし 【住家被害】なし	災害対策室 (第1次応急体制)

(備考) 「消防庁とりまとめ報」により作成

震災対策の現況と課題

1 地震災害の予防

周囲をプレートに囲まれ、多数の活断層を有する我が国において地震災害の被害を最小限に抑制するため、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）のほか、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）、首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）では、地域指定の対象とされた地方公共団体による、地震防災上緊急に整備すべき施

設や訓練等に関する計画の作成について定められている。

また、令和3年3月に改正され、国の負担又は補助の特例等に係る規定の失効期日が5年延長された地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づき、都道府県においては、管内市町村事業も含む地震防災緊急事業五箇年計画を作成できることとされている（**第1-6-4表**）。

地方公共団体においては、これらの計画に基づき、公共施設の耐震化等の施設整備や、住民参加の防災訓練等の災害予防の取組が求められる。

こうした取組を支援できるよう、施設整備について財政措置を講じるとともに、関係府省庁との連携による緊急地震速報訓練の実施や、きめ細かな地震観測網構築のための震度情報ネットワークの整備な

第1-6-4表 大規模地震対策の概要

項目	内容	東海地震 地震防災対策強化地域 8都県 157市町村	南海トラフ地震 地震防災対策推進地域 30都府県 723市町村	首都直下地震 緊急対策区域 10都県 309市町村	日本海溝・千島海溝周辺 海溝型地震 地震防災対策推進地域 8道県 272市町村
被害想定	想定地震	東海	南海トラフ	都心南部直下	日本海溝沿い 千島海溝沿い
	死者数(人)	約9,200	約298,000	約18,000	約199,000 約100,000
	全壊建物数(棟)	約260,000	約2,350,000	約400,000	約220,000 約84,000
	経済的被害(円) (直接・間接被害の合計)	約37兆	約270.3兆	約83兆	約31.3兆 約16.7兆
基本法令	・地震予知に資する観測・測量体制の強化 ・直前予知を前提とした警戒避難態勢 ・観測・測量体制の整備努力 ・防災施設の整備、津波からの円滑な避難計画等	大規模地震対策特別措置法(S 53)	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(H 25)	首都直下地震対策特別措置法(H 25)	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(H 16)
	・避難地、避難路、消防用施設等の整備推進のための国庫補助率嵩上等	地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(S 55)			
					地震防災対策特別措置法(H 7)
大綱	・大規模地震への防災・減災対策として具体的な施策や今後検討事項となる施策をまとめたもの ・中央防災会議が決定する				大規模地震防災・減災対策大綱 H 26.3策定
基本計画	・各基本法令に基づき作成 ・強化(推進)地域、緊急対策区域の行政機関、民間事業者等が定める応急(対策)計画の基本となるべき事項等を定めたもの ・中央防災会議が決定する (緊急対策推進基本計画は閣議決定)	地震防災基本計画 S 55.4策定	推進基本計画 H 26.3策定 R 3.5変更 R 7.7変更	緊急対策推進基本計画 H 26.3策定 H 27.3変更	推進基本計画 H 18.3策定 R 4.9変更
応急対処方針	・大規模地震・津波災害が発生した際に、政府が実施する災害応急対策活動を示すとともに、関係機関の役割について記載したもの ・南海トラフ地震、首都直下地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震については別途具体的な応急対策活動に関する計画を定めている ・中央防災会議幹事会が決定する			大規模地震・津波災害応急対策対処方針 H 26.3策定 R 7.6改定	
実施計画等	・各基本法令に基づき地方公共団体が作成 ・地方防災会議等が決定する	地震防災強化計画	推進計画	基盤整備等計画	推進計画

ど、可能な限りの災害予防に向けて引き続き取り組む。

(1) 防災拠点となる公共施設等の耐震化の促進

大規模地震発生時において災害応急対策を円滑に実施するためには、自治体庁舎や指定避難所等の防災拠点となる公共施設等の耐震化が重要であることから、消防庁では、これらの施設の耐震化を地方公共団体に要請している。

防災拠点となる公共施設等の耐震化の割合は、令和6年4月1日現在で第1-6-5表のとおりである。

第1-6-5表 防災拠点となる公共施設等の耐震率

(令和6年4月1日現在)

施設区分	耐震率
社会福祉施設	94.1%
文教施設(校舎・体育館)	99.7%
庁舎	93.6%
県民会館・公民館等	90.9%
体育館	91.7%
診療施設	96.0%
警察本部・警察署等	88.2%
消防本部・消防署所	96.2%
合計	96.8%

(2) 防災拠点となる公共施設等の耐震化に係る地方財政措置

地方公共団体の防災拠点となる公共施設等の耐震化について緊急防災・減災事業債の対象としている。さらに、地方公共団体の未耐震の本庁舎の建替に併せて行う災害対策本部員室等の整備についても、同事業債の充当が可能となっている。

(3) 地震防災緊急事業五箇年計画等に基づく施設整備

地方公共団体は、地震防災対策特別措置法に基づく第6次地震防災緊急事業五箇年計画（令和3年度から令和7年度まで）に基づき施設整備を推進しており、消防庁は、消防庁所管事業に係る計画変更等について助言を行った。

また、同計画等に基づき地方公共団体が整備する耐震性貯水槽について、消防庁では消防防災施設整備費補助金による国庫補助事業を行っており、令和6年度には同補助金により178基の整備が行われた。

(4) 震度情報ネットワークシステムの整備

地震発生時の初動対応を迅速に行うため、地方公共団体が整備した約2,900か所の震度計が計測する

震度情報を消防庁や気象庁に即時送信する震度情報ネットワークシステム（第1-6-1図）が運用されている。

消防庁では、安定的かつきめ細かな震度観測、観測データの確実な伝達ができるよう、令和3年度補正予算において都道府県に対する補助事業を実施し、震度計を更新するとともに、波形データの保存容量の拡充・伝送の自動化、ネットワークの光回線化による伝送データの大容量化等を行い、ネットワーク全体の機能強化を図った。

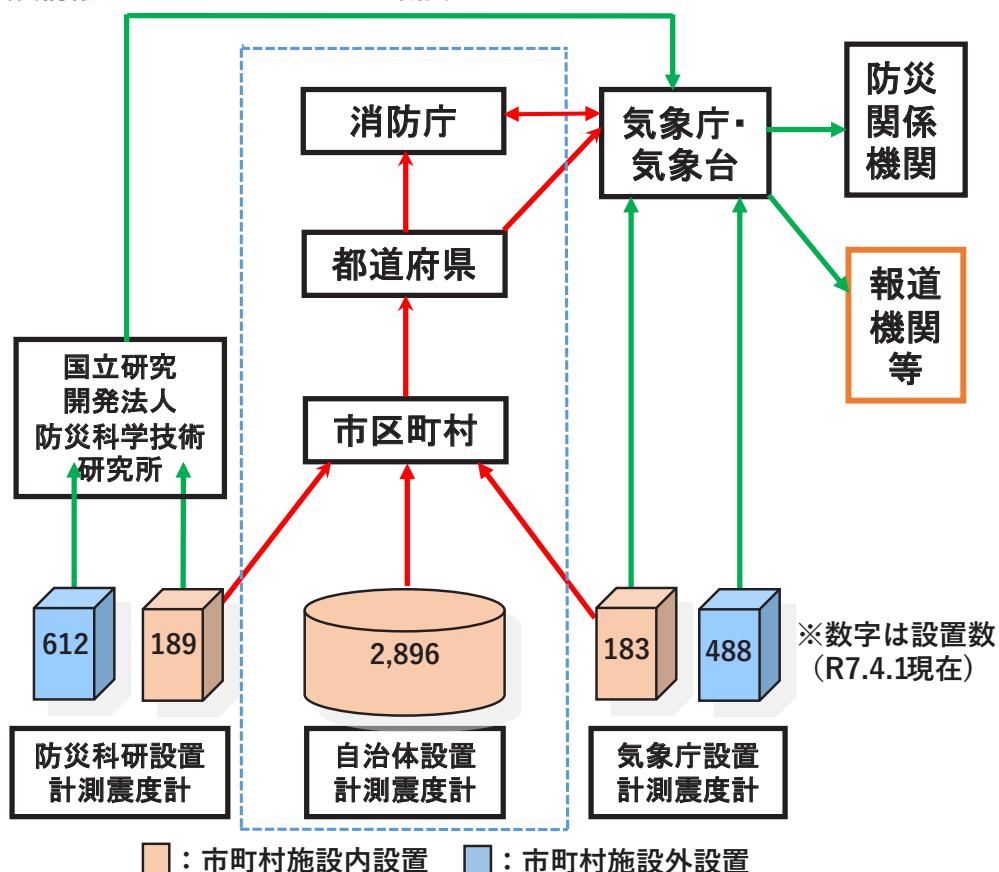
(5) 緊急地震速報訓練の実施

消防庁では、気象庁等と連携し、年2回、緊急地震速報の全国的な訓練を実施している。令和7年度は第1回を6月18日、第2回を11月5日に実施し、地方公共団体では、全国瞬時警報システム（Jアラート）により配信する訓練用の緊急地震速報の受信確認、職員・地域住民参加による地震の揺れから身を守る行動や避難行動の訓練等が行われた。

2 津波避難の実効性の確保

平成23年3月の東日本大震災における津波による甚大な被害を踏まえて同年制定された津波防災地域

第1-6-1図 震度情報ネットワークシステムの概要



づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に基づき、市町村においては避難施設の整備等について定めた推進計画を作成できることとされている。

また、同年制定された津波対策の推進に関する法律（平成23年法律第77号）に基づき、地方公共団体においては、住民等の避難の実効性を確保するための津波避難計画を作成するよう努めることとされている。

地方公共団体においては、これらの計画に基づき、津波避難タワーや避難路・避難階段等の整備、避難訓練の実施等が求められる。

こうした取組を支援できるよう、津波避難計画の作成の要請や地方財政措置を通じて、引き続き津波避難の実効性確保に取り組む。

（1）津波避難計画の策定の促進

消防庁では、津波による人的被害を軽減するため、避難対象地域の指定、津波情報の収集・伝達や避難指示の発令手順等を津波避難計画として定めるよう関係地方公共団体に要請するとともに、津波避難訓練を実施して課題等の抽出や改善点の検討を行うなど津波避難計画の実効性の確保に努めるよう要請している。

なお、津波避難計画については、全ての策定対象市町村（678団体）で策定済みであることを確認している。

（2）津波避難施設の整備に係る地方財政措置

地方公共団体が実施する津波避難タワーや避難路等の整備に係る費用に対しては、緊急防災・減災事業債等による財政措置を講じている。